



ご家族（被扶養者）が就職などをされたら…

「被扶養者異動届」の提出をお忘れなく！

就職をして新生活が始まるときなど、以下のようなケースはご家族が扶養からはずれず、新生活に向けて忙しくなると手続きを怠りがちですが、必ず健保組合に届出をし、保険証を返却してください。

1 就職した

ご家族（被扶養者）が就職したら、就職先の健康保険の被保険者になります。



2 収入が増えた

ご家族（被扶養者）の年収が130万円※以上、または本人（被保険者）の年収の1/2を超えたとき、扶養からはずれず。

※ 60歳以上または障害がある場合は年収180万円以上（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）
※ 自営業者の方は右の二次元コードをご確認ください。



3 別居した

配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族（三親等内）が本人（被保険者）と別居したとき、扶養からはずれず。



4 仕送りを少なくした／やめた

別居しているご家族（被扶養者）への仕送りをやめたときや、仕送り額が被扶養者の収入よりも少なくなったとき、扶養からはずれず。



5 失業給付金の受給を開始した

ご家族（被扶養者）が雇用保険の失業給付金を受給するようになり、その額が1日当たり3,612円（60歳以上は5,000円）以上るとき、扶養からはずれず。



6 離婚・死亡した

離婚したとき、ご家族（被扶養者）が亡くなったときは、扶養からはずれず。



扶養からはずれれた日から、お持ちの保険証は使えません

扶養からはずれれた日が、月の途中でも使用できなくなるのでご注意ください。
保険証を使用してしまうと、当健保へ医療費等を返還していただくことになります。
なお、新しい保険証が届くまでの間に受診する場合は、医療機関にご相談ください。
いったん全額をご自身で立て替えたときは、後日新しく加入した健保組合から払い戻しを受けることができます。

上記のケースに該当する場合は、以下をご提出ください

◆必ずご提出が必要なもの

- ・「被扶養者異動（減員）届」
- ・対象となる被扶養者の保険証
- ・お持ちの方は「限度額適用認定証」など

+

◆ケースによって必要なもの

- ① 就職先の保険証の写し、または就職日がわかるものの写し
- ② いつから基準額を超える働き方になったかがわかるもの（給与明細など）の写し
- ③ 転居先の住所と別居を開始した日がわかるものの写し
- ④ 当健保に要確認
- ⑤ 雇用保険受給資格者証の両面の写し
- ⑥ 扶養からはずれれた日がわかるもの（離婚届受理証明書など）の写し